

2027年国際園芸博覧会略称ロゴマーク使用取扱規約

制定 2024年11月18日

(趣旨)

第1条 この規約は、「2027年国際園芸博覧会略称ロゴマーク」(以下「略称ロゴマーク」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(略称ロゴマークの使用目的)

第2条 略称ロゴマークは、2027年国際園芸博覧会(以下「博覧会」という。)の国内外へのPRと機運の醸成を図るために使用する。

(使用者)

第3条 略称ロゴマークは、前条に掲げる目的において、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会(以下「協会」という。)が使用する。

2 略称ロゴマークは、第6条に定める手続きにより協会が承認した者(以下「被承認者」という。)が使用することができる。

(使用範囲)

第4条 被承認者は、略称ロゴマークを下記の範囲にて使用することができる。

- (1) 被承認者が組織内部で使用するもの
- (2) 被承認者が対外的に制作する広報印刷物
- (3) 前各号に定めるもののほか、協会が特に必要と認めるもの

(使用料)

第5条 略称ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用承認手続)

第6条 略称ロゴマークの使用を希望する者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ「2027年国際園芸博覧会略称ロゴマーク使用申請書」(第1号様式)に使用デザイン案を添付して協会に提出し、略称ロゴマークの使用を開始する原則3週間前までに使用承認を受けなければならない。ただし、協会が必要ないと認めた場合は、省略することができる。

2 前項の申請を承認したときは、協会は、「2027年国際園芸博覧会略称ロゴマーク使用承認書」(第2号様式)を申請者に交付する。

3 協会は、略称ロゴマークの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を承認しないものとし、「2027年国際園芸博覧会略称ロゴマーク使用不承認書」(第3号様式)を申請者に交付するものとする。

(1) 協会又は博覧会の品位を傷つけるとき、又はそのおそれのあるとき

(2) 特定の個人又は企業・団体の営利もしくは宣伝を目的とする、又は目的とするおそれのある場合

(3) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第2条第2項に規定する暴力団又は暴力団の構成員と認められる者が関係している、又は関係しているおそれのある場合

(4) 自己の商標又は意匠として使用する、又は使用するおそれのある場合

(5) 特定の政治活動・宗教的活動を目的とする、又は目的とするおそれのある場合

(6) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与える、又は与えるおそれのある場合

(7) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのある場合

(8) その他、その使用が著しく不相当と協会が認める場合

(使用上の遵守事項)

第7条 被承認者は、使用するデザインについて「2027年国際園芸博覧会略称ロゴマークガイドライン(以下「ガイドライン」という。)」を遵守しなければならない。

2 被承認者は、前項の事項に加え、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された用途のみに使用すること

(2) 使用開始に先立ち完成物件を提出すること。ただし、物件の提出が困難であると認められるものについては、その写真をもって代えることができる。

3 被承認者は、次の各号に掲げる事項を了承して使用することとする。

- (1) 略称ロゴマークの使用は、被承認者の責任のもとで行うこと
- (2) 略称ロゴマークの使用が承認された場合であっても、協会は、被承認者や被承認者の商品・サービス等について推奨や保証等を行うものではないこと
- (3) 略称ロゴマークが使用された媒体やその内容、ガイドラインに反する略称ロゴマークの使用など、個々の略称ロゴマーク使用について、協会は一切の責任を負わないこと

4 被承認者は、その構成企業、団体又は個人に略称ロゴマークを使用させてはならない

(使用の取消)

第8条 被承認者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき又その他この規約に違反したときは、協会は、その承認を取り消すことができる。この場合において、当該被承認者又はその構成企業若しくは団体に損害が生じても、協会はその責めを負わない。

(使用期限)

第9条 被承認者による略称ロゴマークの使用は、博覧会の終了までとする。

2 博覧会が終了した場合又は前条により承認を取り消された場合、被承認者は略称ロゴマークの使用をただちに中止し、記録用を除いて、略称ロゴマークを付した資料、グッズを廃棄しなければならない。ただし、協会の承諾を得た場合はこの限りでない。

(補則)

第10条 この規約に定めるもののほか、略称ロゴマークの取扱いに係る必要な事項は、協会事務総長が別に定める。

(裁判管轄)

第11条 申請者又は被承認者と協会との間で紛争が生じた場合には、横浜地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

附 則

この規約は、2024年11月18日から施行する